



発行 新潟県

第 10 号

令和2年2月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

4 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）

告 示

- 128 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 129 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 130 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 131 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 132 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 133 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 134 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 135 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 136 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 137 公共測量の終了通知（監理課）
- 138 道路の区域変更（道路管理課）
- 139 道路の供用開始（道路管理課）
- 140 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 141 港湾施設の廃止（港湾整備課）
- 142 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

規 則

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第4号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき <u>4,700円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる訓練以外の訓練 1 訓練につき <u>2,900円</u></p> <p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき <u>4,700円</u></p> <p>(2) 前号に掲げるセミナー以外のセミナー 1 訓練につき <u>2,900円</u></p> <p>(寄宿料)</p> <p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,500円</u></p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,850円</u></p>	<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき <u>3,900円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる訓練以外の訓練 1 訓練につき <u>2,400円</u></p> <p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき <u>3,900円</u></p> <p>(2) 前号に掲げるセミナー以外のセミナー 1 訓練につき <u>2,400円</u></p> <p>(寄宿料)</p> <p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,080円</u></p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,660円</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
分水薬局	燕市地藏堂本町3-4-14	精神通院医療	令和2年2月1日

◎新潟県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288-8	精神通院医療	令和2年2月1日
有限会社さど調剤・さくら薬局 畑野	佐渡市畑野766-5	精神通院医療	令和2年2月1日
株式会社日野庄商店	燕市仲町2-34	精神通院医療	令和2年2月1日
大手薬局 中央店	見附市本町1-1-34	精神通院医療	令和2年2月1日
みなみ調剤薬局	柏崎市西本町2-3-5	精神通院医療	令和2年2月1日
みなみ調剤薬局 大手町店	新発田市大手町2-1-9	精神通院医療	令和2年2月1日
みなみ調剤薬局	燕市宮町2-30	精神通院医療	令和2年2月1日
みなみ調剤薬局	佐渡市東大通1232-2	精神通院医療	令和2年2月1日
中安調剤薬局 国道店	村上市仲間町225-2	精神通院医療	令和2年2月1日

◎新潟県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
分水薬局	燕市地藏堂本町三丁目4番 14号	育成医療・更生医療	令和2年2月1日

◎新潟県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
宮嶋薬局	小千谷市本町1丁目13番32号	育成医療・更生医療	令和元年12月31日

◎新潟県告示第132号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	高橋 正弘	新潟県胎内市住吉町2-14	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514011				
	川島 友幸	新潟県新発田市中曾根町1-7-13	もみ、玄米、大麦、大豆	K1520010				
	近 博之	新潟県新発田市中妻62	もみ、玄米、大豆	K1524018				
	西沢 美樹	新潟県新潟市秋葉区古田3-2-20	もみ、玄米	K1524034				
備考	略称『新潟県検査協会』令和2年2月7日 農産物検査員4名の登録抹消。検査員合計700名。							

◎新潟県告示第133号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

- 区域
上越漁業協同組合の地区のうち旧筒石漁業協同組合の地区
- 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 届出年月日
令和元年12月27日

◎新潟県告示第134号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営根小屋地区農用地保全施設整備(水質保全対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和2年2月10日から令和2年3月10日まで
- 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- その他
(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
宇津野	農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業	魚沼市	平成30年7月25日

◎新潟県告示第136号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
吉井	農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業	柏崎市	平成31年1月24日

◎新潟県告示第137号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
- 2 作業期間 令和元年8月1日から令和元年12月23日まで
- 3 作業地域 (1級水準測量)
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
(2級水準測量)
柏崎市、南魚沼市

◎新潟県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井浜黒川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市大出字古渡り1378番2から	新	13.6～29.0メートル	33.8メートル
同市大出字古渡り1378番2まで	旧	13.6～18.0メートル	33.8メートル

◎新潟県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 荒井浜黒川線
- 2 供用開始の区間
胎内市大出字古渡り1378番2から同市大出字古渡り1378番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月7日

◎新潟県告示第140号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和元年11月8日	上原 和久	第13612号	死亡

◎新潟県告示第141号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、平成7年12月1日新潟県告示第2857号で指定した次の港湾施設を廃止する。

令和2年2月7日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
荷さばき施設	重量物荷役機械 2号機	新潟市北区 横土居六本 山地内	ロープトロリ式橋型クレーン1基 吊上荷重 公称45トン 定格荷重 スプレッド使用時 30.5トン フック使用時 40.0トン

◎新潟県告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務
「ウィリアム・モリスと英国の壁紙展」前売観覧券販売等の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	理事長 佐久間 寛道
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合 理事長 湯川 靖彦
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 株式会社新潟トラベル伊勢丹営業所	新潟市中央区笹口2丁目12番地3 株式会社新潟トラベル 代表取締役 中山 真
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
長岡市千秋3丁目278-14 近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	
新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 那須野 眞智子
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 市長 中原 八一
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 水澤 千秋
長岡市坂之上町2-1-1 長岡商工会議所	長岡市坂之上町2-1-1 長岡商工会議所 会頭 丸山 智
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん

	代表取締役社長 渡辺 孝丸
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
上越市本町3丁目1-11 大島画廊	上越市本町3丁目1-11 有限会社大嶋真泉堂 取締役社長 大嶋 賢一
上越市本町5丁目2-2 ギャラリー祥	上越市本町5丁目2-2 有限会社ギャラリー祥 取締役 久保田 祥子
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 山田 周

3 委託期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター岩上店

所在地 柏崎市岩上字刈又283 外

設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他3者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場の自動車の出入口の位置、来客が駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出

公告日 令和元年9月20日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス上越店
所在地 上越市安江二丁目90番3 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和元年8月30日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡駅東トーアショッピングセンター
所在地 長岡市今朝白2丁目5番15号
設置者 株式会社東亜

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の名称、住所、代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 妻有ショッピングセンター北館
所在地 十日町市川端丑784-1
設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

- (1) 十日町市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新村上ショッピングプラザ
所在地 村上市仲間町197番 外
設置者 協同組合村上商業開発 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

- (1) 村上市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ショッピングセンター
所在地 上越市富岡3457番地
設置者 協同組合上越ショッピングセンター 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

- (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 六日町ショッピングパーク

所在地 南魚沼市余川3100

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

(1) 南魚沼市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター岩上店

所在地 柏崎市岩上字刈又283 外

設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他3者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、住所、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年9月13日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月7日まで

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達物品及び数量
逆浸透精製水製造システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和元年12月18日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
52,800,000円
- 8 入札公告日
令和元年11月8日
- 9 落札方式
最低価格